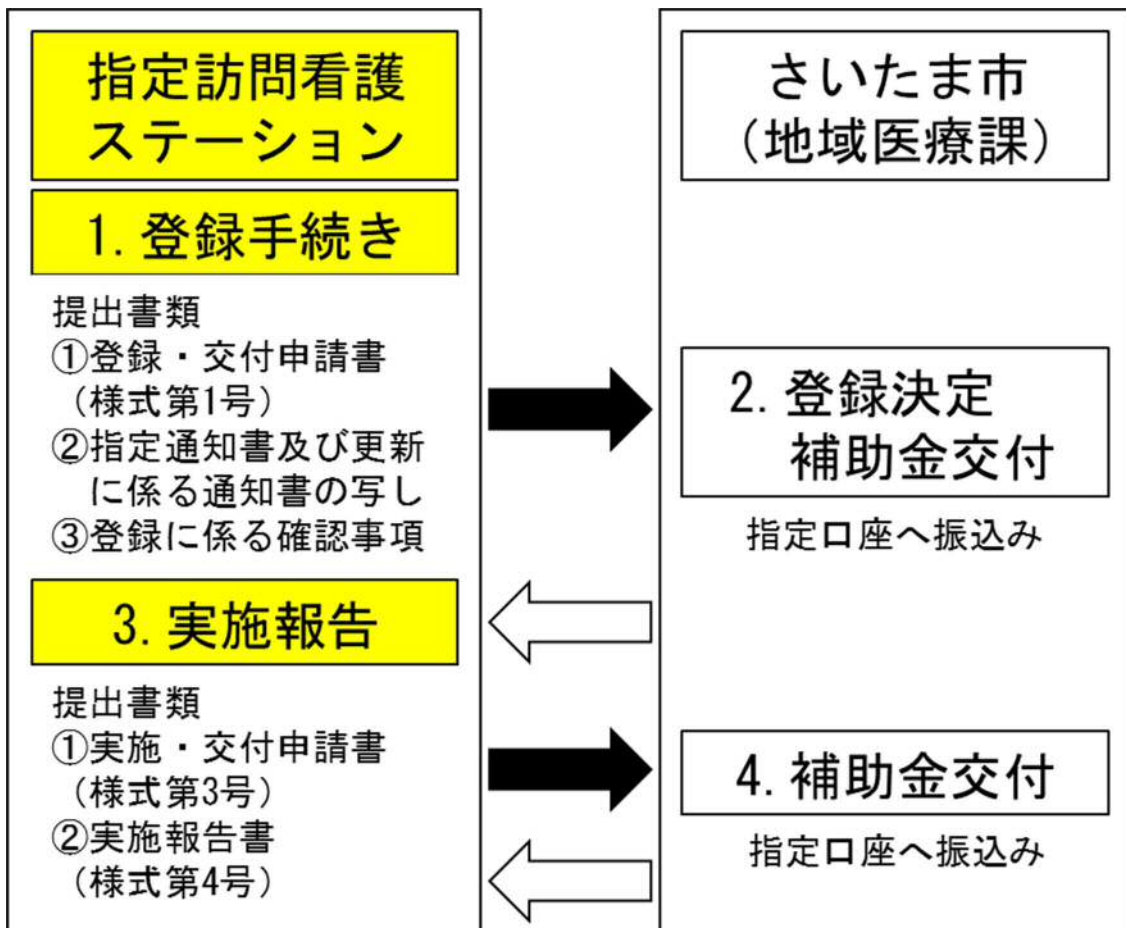


**令和3年度さいたま市新型コロナウイルス感染症自宅療養者  
訪問看護支援事業補助金運用の手引き**

この度本市では、市内の指定訪問看護ステーションに対する補助金を創設いたしました。事業所のみなさまにおかれましては、標記補助金をご活用いただき、今後も本市の新型コロナウイルス感染症対策にご協力をよろしくお願いいたします。

1. 補助金申請から交付までの流れ



2. 補助対象事業及び交付額

補助対象事業		交付額
(1) 補助事業者としての登録		50,000円/施設
(2) 自宅療養者への訪問看護	通常 (8:00~18:00)	20,000円 / 回
	夜間 (18:00~8:00)	30,000円 / 回
	休日 (日曜日及び国民の祝日)	30,000円 / 回

3. 補助対象期間

令和3年9月17日(金) ~ 令和4年3月31日(木)

#### 4. 提出期限 各月の実施報告に係る書類の提出期限は以下のとおりです。

実施月	提出期限
令和3年 9月分	令和3年10月15日（金）
令和3年10月分	令和3年11月15日（月）
令和3年11月分	令和3年12月15日（水）
令和3年12月分	令和4年 1月17日（月）
令和4年 1月分	令和4年 2月15日（火）
令和4年 2月分	令和4年 3月15日（火）
令和4年 3月分	令和4年 3月31日（木）

※補助金の交付については、  
交付決定をした月末頃に、  
指定口座への振込みを予定

#### 5. その他

##### ① 補助事業者

➤市内の指定訪問看護ステーションで、本事業に登録申請後、市から決定を受けたもの。登録決定後は、医師の指示に基づき、市内の自宅療養者に対して訪問看護を実施した場合に、実施月分の回数をまとめて各提出期限までに報告。

##### ② 自宅療養者の定義

➤市内に所在する自宅等にて療養している新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者。ただし、厚生労働省の定める解除基準（※）を満たしていない者に限る。

（※）解除基準（「新型コロナウイルス感染症診療の手引き第5.3版」より引用、改訂された場合は改訂版に準じる）

##### (1) 有症状かつ人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- 症状軽快後24時間経過した後、PCR検査又は抗原定量検査（その他の核酸増幅法を含む）で24時間以上間隔をあげ、2回の陰性が確認された場合

##### (2) 無症状病原体保有者

- 陽性確定に係る検体採取日から10日間経過した場合
- 陽性確定に係る検体採取日から6日間経過した後、PCR検査又は抗原定量検査（その他の核酸増幅法を含む）で24時間以上間隔をあげ、2回の陰性が確認された場合

#### 6. 問い合わせ先、提出先

さいたま市保健福祉局保健部地域医療課感染症係

- 住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4
- TEL：048-829-1292
- FAX：048-829-1967
- e-mail：chiiki-iryo@city.saitama.lg.jp
- 市HP：<https://www.city.saitama.jp/002/001/008/006/011/001/p083993.html>  
（各申請書類様式のダウンロードが可能です。）